

平塚市就業体験実施要綱（抜粋）

（実習生の受入れ手続き）

第3条 前条各号に掲げる大学等に在籍する学生が市における就業体験を希望するときは、当該大学等は、市に対して別記様式1及び2により実習の申込みを行うものとする。

2 市は、大学等から実習の申込みがあった時は、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否を検討するものとする。

- （1） 希望する実習の内容が市の業務に適していること。
- （2） 市が行う業務に支障がないこと。
- （3） 大学等において、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

（給料等）

第6条 市は、実習生に対し、給料、手当及び旅費を支給しない。

（実習生の身分）

第7条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

（実習に専念する義務）

第8条 実習生は、市の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（守秘義務）

第10条 実習生は、実施期間中知り得た秘密を市以外の者に漏らしてはならない。実施期間経過後も、また同様とする。

（誓約書）

第11条 実習生は、前3条の規定を遵守するために誓約書を市長に提出してからでなければ就業体験を行ってはならない。

（事故等の措置）

第12条 大学等及び実習生は、実施期間中の事故及び市又は第三者に対する損害の賠償に関し、保険の加入その他必要な措置を講じなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、連帯して市に対してその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は、連帯して当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

（中止）

第13条 市長は、実習生がこの要綱に定める事項に違反したとき又は就業体験の実施を継続し難い理由が生じたときは、就業体験を中止することができる。